

安全衛生相談コーナー

<p>安全管理者選任時講習受講者は、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者に選任できるか。</p>	
質問	<p>安衛相談 7/9 安全管理者選任時講習修了者を安全衛生推進者に選任するには安全衛生推進者講習を受講しなくとも、衛生推進者講習を受講すればよいか。</p>
回答	<p>安全管理者選任時講習修了者を安全衛生推進者に選任するには、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者講習を受講しなくよいということにはなりません。</p> <p>ただし、貴社の安全管理者選任時講習修了者が、下欄参考1の安全衛生推進者の選任要件⑥に該当すれば安全衛生推進者講習の受講は不要です。衛生の実務に従事した経験がなければ、講習を受けることが必要です。</p> <p>また、安全管理者選任時講習修了者で理科系統大学・高等専門学校卒業者で、その後2年以上産業安全の実務経験者又は高校・中学校の理科系統学科修了卒業者で、その後4年以上産業安全の実務経験者であれば、下欄参考2のとおり科目の免除が受けられます。</p> <p>ただし、当協会の講習は科目免除のコースはありませんので、安全衛生推進者講習を受講していただくことになります。衛生推進者講習を受講すれば良いことになりません。</p> <p>なお、安全衛生の実務経験を証明する代わりに安全衛生推進者講習を受講させることが多いです。実務経験があっても労働安全衛生法令等の知識、安全衛生管理の知識を習得させるため、安全衛生推進者講習を受講させることも多いです。</p>
（参考1） 安全衛生推進者の選任要件	<p>安全衛生推進者は、次の者から選任することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学又は高専卒業後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者は、衛生の実務。以下同じ。）に従事した経験を有する者</li> <li>② 高等学校又は中等教育学校卒業後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者</li> <li>③ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者</li> <li>④ 労働基準局長指定講習（安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習）の修了者</li> <li>⑤ 安全管理者資格及び衛生管理者資格を有する者（両方の資格を有する者のことです。）</li> <li>⑥ 安全管理者資格を取得後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>⑦ 衛生管理者資格を取得後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>⑧ 作業主任者資格を取得後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>⑨ 元方安全衛生管理者の資格を有するもの</li> <li>⑩ 救護に関する技術的事項を管理する者の資格を取得後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>⑪ 労働安全コンサルタント</li> <li>⑫ 労働衛生コンサルタント</li> </ol>

(参考2) 安全衛生推進者講習の科目講習免除

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除者	免除科目
1 安全管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理</li> <li>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</li> <li>安全衛生教育</li> </ul>
1 衛生管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく労働衛生管理員講習修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</li> <li>作業環境管理及び作業管理</li> <li>健康の保持増進対策</li> <li>安全衛生教育</li> </ul>

安全衛生推進者講習の科目

講習科目	範囲	時間	安全管理者資格者の免除
安全管理	安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因の調査と再発防止対策	二時間	免除できます。
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	二時間	免除できます。
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具	二時間	受講が必要です。
健康の保持増進対策	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	一時間	受講が必要です。
安全衛生教育	安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知	一時間	免除できます。
安全衛生関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律並びにこれらに基づく命令中の関係条項	二時間	受講が必要です。

当協会の講習カリキュラムは、現行次のように1日目に免除科目が揃っていません。

	時間	科目	免除
1日目	2時間	安全管理	○
	1時間	健康の保持増進	×
	2時間	作業環境管理及び作業管理	×
2日目	2時間	安全衛生関係法令	×
	2時間	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	○
	1時間	安全衛生教育	○